

学生アルバイト賃金基準【参考資料】

2018年10月1日実施
京都大学生生活協同組合

区分/職種	【参考】基準賃金（円）		【参考】職種例示
	日給 (時間給×7時間)	時給	
A.事務	6,370	910	一般事務・試験採点など
B.軽労	6,510	930	試験監督・公文式添削指導など
C.労働	7,420	1,060	清掃作業・運搬補助など
D.特技	10,010	1,430	翻訳・プログラミングなど ※一定の知識/スキルが必要とされる業務
E.店員	6,440	920	一般店員
F.サービス関係	6,510	930	宿泊施設店員・飲食関係業務など
G.その他	7,350	1,050	祭礼・チラシ配りなど

※この表は京都大学生生活協同組合が「京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会」の資料を参考に時給の目安として作成しています。

■ 京都府最低賃金

京都府最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額 882 円
発効年月日	平成 30 年 10 月 1 日

備考：滋賀県 839 円、大阪府 936 円、兵庫県 871 円、奈良県 811 円、和歌山県 803 円

- ・ 京都府最低賃金は京都府内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトも含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
- ・ 京都労働局HP：<http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

- 学生アルバイト斡旋基準として、別紙「制限職種基準」もご確認ください。

以上